

太平天国前夜の客民について

——広西省桂平県における郷約・保甲制再編成を素材として——

稻田清一

はじめに

初期太平天国の中核をなした拜上帝会の主な構成員が、漢民族中の一派たる所謂客家^(はつか)によって占められていたことは、今日では周知の事実に属する。またその背景として、一九世紀前半の広西において、土客間の対立・争いが廣汎にみられたことが指摘されている。客家あるいは『客』と呼ばれる人々の存在は、このようによく知られているにもかかわらず、彼らが当時の社会においてどのように位置づけられていたのか、土客の関係をどうとらえるべきかについては、今まで必ずしも十分に検討されてきたとはいえない。

金田村の属する広西省桂平県宣里地方(宣一里・宣二里・大宣

一里・大宣二里とも呼ばれた)では、金田蜂起に先だつことほぼ一五年の道光一五・六年(一八三五・六)に、天地会系秘密結社の活動が活潑化したのに対応して、郷約・保甲制の再編成が地元の鄉紳黃体正を中心に行なわれた。その中では『客』という存在をどう位置づけるかが重要な焦点となっていた。本文では、この郷約・保甲再編成における『客』の位置づけを検討することを通して、当時の政治・社会的秩序の中における土客関係のあり方をとらえるための試論を提出したい。

一『客』の解釈をめぐって

一九世紀前半の広西における『客』という存在について
は、従来二通りの解釈が行なわれてきた。一つは、『客』を

客家と解釈する見解であり、もう一つは、『客』を客家を含む隣省からの移住民と見る見方である。まず前者の解釈から紹介しよう。

田中萃一郎氏は、夙に、拝上帝教の創始者である洪秀全の一族が「客家として本地から蔑視されて居」たことに注目しているが、客家をその独自の存在形態に注目し、漢民族中の一支派(民系)として文化的にまとまつた集団とみる見方を定着させたのは、羅香林氏⁽²⁾であった。また羅爾綱氏は、洪秀全の一族にとどまらず、拝上帝会のその他の指導者や構成員の多くが客家によつて占められていたことを指摘した。波多野善大氏も、拝上帝会が主として客家によつて組織されたと指摘し、客家はおくれて北方から移住して来た漢民族の一派で、「わたり者」として蔑視されていたと述べた。

P・A・クーン氏は、客家をエスニック・マイノリティと規定する。同氏は客家のこのような存在形態は、広東においては伝統的な血縁・地縁的紐帶にかくされていたが、広西においてはチワン族など少数民族と雜居する中から、客家としてのエスニック・アイデンティティが鋭く意識されるようになつたという。広東においてではなく広西において、拝上帝教の布教が成果をあげた原因をクーン氏はこの点に求めてい

る。このクーン氏の見解に對して小島晋治氏は、「多くの教示を得」たと評価しつつも、問題を「集団間——土人と客人との対立・抗争に……一元化しすぎて」おり、地主・農民間の階級矛盾の側面を「比較的に軽視ないし無視」していると批判している。しかし小島氏は、問題を階級矛盾にのみ帰している訳ではなく、当時の農民が拝上帝教を受け入れ、拝上帝会という「強力な」組織が作り出された「固有の条件」に注目すべきことを主張する。氏によれば、その「固有の条件」とは、既存の「共同体秩序から疎外」されていた客家の存在である。では、何故客家は既存の「共同体秩序から疎外」されたのか。氏はこの点について必ずしも明確に述べてはないが、次の指摘より氏の考えの一端を窺うことができる。客家は「客家中の科挙に応じ得るような地主的階層もふくめて、様々の差別を、集団として受けていた」(傍点、小島氏)ところの「被差別集団」であつた。つまり、客家は客家であるが故に「差別」され、既存の「共同体秩序から疎外」されていたということであろう。このような客家のとらえ方は、客家をその出自によつて規定することを前提とし、かつそれ故に「差別」された人々とみる点で、クーン氏の客家規定——エスニック・マイノリティ——と非常に近いと考えら

れる⁽⁵⁾。

以上の研究においては、『客』を漢民族中の一支派たる特定の集団としての客家とみる点で共通している。

一方、張益貴氏は、土客の『客』を、客家を含む広東からの移住民と解する。その上で、土客械闘は、地主と農民の矛盾、移住民地主と土着民地主の矛盾、土客農民間の矛盾、チワン・ヤオ・漢各民族間の矛盾が複雑にからみあつたものとするが、その中では、階級矛盾が主要な矛盾であるとみている。また、邢鳳麟氏は、明末清初以後広東及びその他の隣省から広西に移住し入籍した者は全て「客家」に属し、また「来人」とも称され、客家語を話す客家人が最も多く、広東・惠州府・潮州府の人がそれに次ぐと述べる。そして、土客の矛盾・械闘は経済的原因もあれば政治的背景もあり、階級問題でもあれば社会問題・民族問題もあるとし、これらの諸点をふまえて全面的に分析すべきことを説くと共に、土客の区分・土客械闘は伝統的な「地域観念」(邢氏によれば、自然經濟に規定された出身地のちがいによる区別)と地縁的関係の現れであるとする。邢氏も『客』を客家だけに限定してはいいない。さらに張・邢両氏は、客家についても、彼らが他地方からの移住者であることを重視している。

このように、土客のうちの『客』を漢民族中の一支派たる特定の集団としての客家とみる前掲の諸氏と、それを客家を含む広東等隣省からの移住民とみる張・邢氏との間には、大きなへだたりがあるが、筆者はこの点に関しては張・邢両氏の見解を支持したい。それは以下のような理由による。

太平天国とほぼ同時代の広西の資料においては、「客家」という表現はむしろ稀で、多くは「客民」・「客籍」・「寄籍」等と記されている。これらは字義通りに解せば移住民・寄留者ということであり、ある特定の集団のみを意味するものではない。また、「客民」等の語はこの時期の広西に限つて用いられた訳ではなく、時間的にも空間的にも非常に広い範囲で用いられている。⁽⁷⁾従つて「客民」等の語で表わされた人々の実体は相対的なものであつて、時・場所によつて変化する。当面の対象たる一九世紀の広西潯州府一帯についていえば、それは、張・邢両氏が指摘しているように、広東など隣省からの移住民を指して用いられたと考えられる。確かにこれら移住民の中には、今日我々が言うところの客家に属する人々も多く含まれていたであろう。しかし、例えば民国『桂平県志』卷三一、紀政、風俗、憲人の項には、道光『桂平県志』からの転載として次のように記している。

〔チワン族は〕客籍に対すれば広東平話を作すも、其の儔類と言せば、則ち啁嘲(鳥のさえずりのよう)皆獐話なり。⁽⁹⁾

(「」・「」内は特にことわらない限り稻田。以下同様)

広東から移住して来た客家の多くが、かりに広東でのドミナントなことばである広東語を話すことができたとしても、チワン族〔獐人〕が日常的に接する「客籍」がすべて客家であつたのなら、チワン族は彼らと客家語を通して会話するようになつてゐたのではないだろうか。しかし、チワン族は「客籍」に対しては広東語を話したとある。「客籍」の中には、客家以外の広東語を母語とする移住民が相当数含まれていたと考えねばならない。従つて、右の「客籍」は、主として客家を含む広東からの移住民を指して用いられていると解釈すべきであろう。⁽¹¹⁾

当時の資料中に「客民」等の語で表わされている人々をこのようにとらえると、土客の区分を邢氏の如く伝統的「地域観念」の現れとみると一定の根拠があるといえる。

しかしそれだけではまだ不十分である。土客は単に出身地を異にするというだけでなく、一方はいわばその土地の者として、他方はよそから来た者として出会つたのである。既に指摘したように、当時の人々は移住民を「客民」等の語を用いて表現しようとしたのであって、地名だけを冠して——例えば広東人、広州人などと——表現したのではない。このことは、彼らが移住民には移住民としてそれ独自の存在形態があつたことを感じとついたことを示すのではないだろうか。

このような移住民独自の存在形態を想定することに示唆を与えてくれたのは、中川学氏である。氏は客戸と客家の総称概念として客民を設定し、それを、

本籍地を離れて他郷に転出または寄留し、僑寓の生活をいとなみ本籍を変更しないものは、その移動・転出が自発的なばかりで、外圧によつて強制されたばかりであれ、その理由にかかわりなく、おしなべて客民とよぶ……。

と規定した。中川氏は、唐宋以前の客戸、宋元以降の客家、そして海外へ流出した華僑を主に念頭においているようである。

とりあえず、問題を中國内地に限つたとすれば、王朝国家の戸等制下における客戸は南宋末で一応消滅した。しかしそれ以後も戸籍制度の中で、あるいは社会的通念として土客の別は存続した。その背景には、例えば清代には、山東から東北地方へ、華中・南から四川へ、福建・廣東などから台灣へ

等、たえざる人々の移動があつた。本稿では、先の中川氏の規定を手がかりとし、これら移住民と客家との総称として客民という語を用いたい。資料の中で、「客民」・「客籍」・「寄籍」・「來(獮)人」等と表現されている人々がこれにあたる。

なお、土着民について解放後に行なわれた現地調査は、

土客の鬭争は主に客民と貴県の「土白話」を話す土人と

の鬭いであった。チワン族と客民との間柄⁽¹³⁾は比較的よく、〔チワン族は〕時に客民を助けることもあつた。

という地元民の話を記録している。この「土白話」を話す

「土人」は明らかにチワン族等の少数民族ではない。また、其の先世は均しく湘江・江南・山東等の省の人々に係る。

宋・元・明の時に在り、(広西に隨征し)、功績有るものをして、地方に分撥して管轄せしむ。當時帶する所の漢民本より多く、俱に經早⁽¹⁴⁾に土籍に入る。

という記録があることから、比較的早い時期に華中・華北方面から広西へ移住し土着化した漢族のあつたことが知られる。貴県の「土白話」を話す「土人」とは、これら明代以前に既に住みついていた先住漢族の後裔であつたと考えられる。広西——とりわけ広東から移住した客民の多い東南部潯江流域地方において土客の争いといった場合、少数民族と漢

族との争いではなく、主に先住の土着漢族と客民との争いであつた。以下本稿において土着民とは、特にことわらない限り、先住漢族のことを指す。

二 鄉約・保甲制の再編成について

道光期桂平県の郷約・保甲再編成における客民の位置づけを検討するに先立ち、本章では、再編成の概要について述べておきたい。

この再編成は、それ以前の郷約・保甲制を自覺的に見直すことから始められている。そして、その見直しを迫った原因の一つに客民の存在があつた。従つて、再編成によつて位置づけられた客民のあり方は、それ以前の客民のあり方とは大きく異なつていたと思われる。本稿の課題である客民の位置づけに關わる道光期の郷約・保甲再編成の諸側面を明らかにするためには、まずそれ以前の郷約・保甲制から分析する必要があろう。ただし、再編成以前の桂平県における郷約・保甲についてのまとまつた資料は今のところなく、いくつかの点を断片的に指摘し得るのみである。

表 I-A

表 I-B

区	里	堡数	甲数	村数	烟戸 (戸)	牌頭 (名)	保正 (名)	甲長 (名)	男婦 丁口	
西七里	永和里	2	1+	41+	1432	141	4	38		
	趙里	—	4	18	792	78	1*	23		*「保正狼總」
	甫里	—	5	40	595	59	4	36	3103	
	厚祿一里	—	—	18	802	78	2	17	2593	
	厚祿二里	—	—	10	256	25	2	9	3505	
	厚祿三里	—	—	18	557	56	4	18	2834	
	武平里	—	4+	44	875	85	3	41	5989	
東三里	軍陵里	2	4	56	1241	120	2	12		
	吉大一里	2	—	57	1831*	182	4	80	6020	*1830(『民国志』)
	吉大二里	3	—	55	2123	203	4	90	7812	
南八里	上秀里	2	6	44	866	86	2	34	7190	
	中秀里	4	—	24	650	64	2	26	3165	
	下秀里	—	10	57	991	94	4	20	4574	
	上都里	5	—	27	942	92	5	25	5874	
	中都里	2	6	42	834	83	2	20	4838	
	下都里	3	11	44	589	59	3	18		
	羅秀一里	7	—	97	763*	76	4	27		* 760(『民国志』)
	羅秀二里	7	—	48	829	82	5	25	3090*	*3191(『民国志』)
北三里	崇姜里	2	—	53	1587	157	2	37		
	大宣二里	2+	—	87	1625	158	4	63	8724	
	大宣一里	3	—	65	2086	206	3	73	7827	

表 I-A :『民国志』卷 8、紀地、里甲により作成。「区」は清末の「地方自治之制」により設けられたが(全 4 区)、「里」以下は、『道光志』の記載を再録したという。「里」以下は、道光期のものと考えてよからう。数字右肩の+は、既存の堡・甲に包摂されない地域が別に存在すること、または、名称のあげられていない集落が別に存在することを示す。

表 I-B :『乾隆志』卷之三により作成。

(一) 再編成以前の郷約・保甲制

道光期の桂平県における郷村区画は表I—Aのようにまとめることができる。里ごとにまちまちではあるが、里の次には堡・岸・股・水、さらにその次には甲・冬などがあり、最後に自然集落であると考えられるところの村・塘・冲・坪・洞などとなっている。それぞれの級の代表的な区画名をとれば、里——堡——甲——村という区画になっていたようにみえる。

表I—Bは、乾隆二十九年(一七六四)の門牌冊・保甲冊・編

査冊にもとづく戸口数である。清代保甲法の原則では、一戸一牌、一〇牌一甲、一〇甲一保である。烟戸一〇戸に一牌頭を置くのは、すべての里についてほぼ原則どおりであるが、保正・甲長については法則性が見出せない。しかし、表I—Aとくらべてみると、保正数は、堡について記載のある一四里中七里について堡の数と一致する(軍陵・上秀・上都・中都・下都・崇義・宣一の七里)。また、趙里は堡についての記載はないが、一里一堡だから記載がないと考えれば、これも保正数一名と一致する。これを加えれば、一五里中八里に保正数と堡数の一致がみられる。乾隆二九年と道光年間に

(一八二一~五〇)では少なくとも五〇年以上の時間的へだたりがあることを考えれば、この一致率はかなり高いといえるのではないか。保正は、もともとは、牌数とは関係なく堡ごとに設けられていたとみて良いよう思う。

一方、甲長数と甲数については何の法則性もなさそうである。表I—Bによれば、二一里すべてにおいて甲長数は保正数と牌頭数の間なので、数の上で法則性はなくとも、保正——甲長——牌頭——烟戸という順に組織されていたのかもしれない。しかし、『乾隆志』の記載の仕方はこうである(例えば永和里)。

烟戸編一千四百三十二戸、一百四十一牌頭、保正四名、甲長三十八名。

もし甲長が先の保正から烟戸に至る系列上に位置するのであれば、なぜ牌頭と保正との間に記されていないのか。烟戸、牌頭、保正ときて、最後に甲長がくる。この記載順序は他の二〇里にも共通している。すると桂平県では、甲長は保正——牌頭——烟戸とは別の系列の上に位置していたのではないか。そこで想起されるのは城廬についての記述である。そこには、例えば次のように記されている。

府前街より起り小南門に至りて止む。〔この区域は〕保

正、花甲を経管す。共に七牌頭、七十二烟戸なり。

(『乾隆志』卷之一)。

花戸といえればふつう納税戸などと訳されており、徵稅系統から把握されている戸のことと考えられる。ここにいう花甲は、そのような花戸によって編成された甲であり、やはり徵稅系統に属する単位である。⁽¹⁵⁾従つて、先の甲長とは徵稅系統に属す役職ではなかろうか。城廻地区では保正が花甲を統轄しているが、その他の各里では、保正・甲長の間に統轄關係はなかつたものと考えられる。

再編成以前における桂平県の保甲編成は、原則的には、一〇烟戸に一牌頭を置き、牌数に関わりなく数村から数十村より成る堡⁽¹⁶⁾ことに一保正を置くというものであった。

再編成以前の郷約・保甲の規約は残つておらず、どのような内容であったのか系統的に明らかにすることは今のところできない。ただ、「悟洞三股郷約碑記」により、その一端を窺うことはできる。この郷約は、宣一里悟洞十数村の「衿耆父老」が資金を出し、あい田産を買って公産とし、郷約参加者に保正充當の順番がまわつてくると人をたのんで代りに保正に当つてもらい、公産からあがる租によつて代つて保正に充當した者を財政的に援助することを目的として組織され

た。碑は始め道光五年(一八二五)にたてられたが、咸豐元年(一八五一)、戦乱により破壊され、同九年に重建された。宣里地方の郷約・保甲再編成は道光一五年に着手されている。従つて「悟洞三股郷約」は、再編以前の情況を反映していることになる。ここでは同郷約から、以下の二点を確認しておきたい。

まず、同郷約中に、

而して保正の公務は、則ち三年もて輪值すること一屆、上は以つて官府の追呼に応え、下は以つて桑梓の争訟を平らぐ。任卑しきと雖も責甚だ重し。⁽¹⁷⁾習慣し者(保正に当ることに慣れており、適当につとめる者)之に充つれば、以つて家を養うべくも、朴願なる者(誠実に保正の職務をはたそうとする者)此れに当らば、毎に産を蕩^{やぶ}るを致せり。

とある如く、保正是三年を一期とする輪番制で、保正に充當する者は必ずしも特定されていなかつたこと。第二は、郷約設立の目的から明らかなように、「衿耆父老」という本来郷村における指導的立場にあるはずの人々の間に、保正に充當されることを避けようとする傾向があつたことである。

(二) 鄉約・保甲制の再編成

a 黃体正と「安良約」の成立

道光年間の桂平県宣一・二里地方では、有力者の間で「安良約」なる郷約が結成され、里の各村において保甲が改めて編成された。この郷約・保甲再編成において中心的役割りをはたしたのは、黃体正なる人物であった。

黃体正の詩集『帶江園詩草』巻首に収められている「黃雲

湄先生伝⁽¹⁸⁾」及び『民國志』巻三四、紀人、賢能伝、黃体正伝

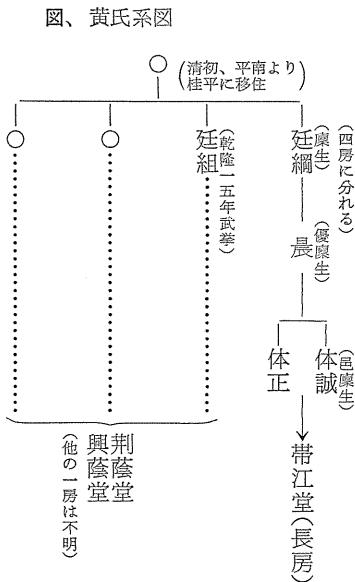
によれば、黃体正、字は直、号は雲湄、宣二里古程村の人である。嘉慶三年(一七九八)の舉人で、遷江縣訓導、西隆州學正、桂林府訓導を歴任した。晩年、國子監典籍に抜擢されたが病氣を理由に帰郷した。また、前後して金州・西隆・桂平

・桂林の書院を主宰した。一方、郷里にあつては自ら家規・

族約・郷約を定め、月の一日・一五日には郷隣を社中に集めて聖諭十六條を講じ、往事を語つて勸戒をなしたという。道光二十五年(一八四五)、七九才で桂林に卒した。著書に『詩草』六卷、『雜著草』六卷、『小簡草』一卷、『時文草』一卷、『桂平縣志』六卷(『道光志』を指す)がある。⁽¹⁹⁾

『帶江園雜著草』巻五、「荆蔭堂黃氏族約引・條約附」(以下

「族約」と略記)によれば、黃氏の祖先は、江西省廬陵県出身だという。遅くとも明代には広西省潯州府平南県に移住していたようである。「族約」及び『民國志』に収められている黃体正、黃廷組、黃晨の各伝等より判明する黃氏の系図は左の通りである。



黃氏には紫荆山に族産があり、そこからあがる田租・山租のうち税糧分と公費をさし引いた余りは、四房に分給された(族約)。また、帶江堂は別に土地を所有しており、族産分と合わせて租穀三四〇石の収入があったという(『帶江園雜著草』巻五、「荆蔭堂家規条款」)。「食租一百石」は「出租土地百畝以上」に当るといわれるので、黃氏は三四〇余畝の土地を

所有していたことになる。なお、体正の父晨の時には「貧しくして田無し、紫荆山の蒸嘗（族産）の穀有り、歳ごとに十餘石を分かつも、餧粥敷^(た)らす」（『民国志』卷三五、黃晨伝）とあるので、帶江堂が独自に土地を所有するようになったのは、体正の時からであったことがわかる。

さて、黃体正の伝記によれば、道光一五・六年（一八三五・六）、「会匪」が「蠢動」した時、「保甲を編し、安良約を聯」ねてこれを防いだという。「安良約」引言は、その間の事情を次のように述べている。

時に本里の司主は宝坻趙行九先生たり。〔中略〕先生、道光庚寅（一〇年）に里中の匪徒肆^(ほじ)に搶^(うば)うや、緝捕嚴しく力め、宵小は之を畏れ、士民は之を戴す。我（黃体正）に過り、談じて近事に及ぶ。前車を鑒みること有り、復た司兵微弱にして、以つて指揮に供するに足らざるを慮^(うれ)う。爰に紳耆を集め、共に聯約を商^(はん)り、以つて聯甲の先声をなさんとす。而して先ず其の意を予（黃体正）に属せり。

道光一〇年の「匪徒」暴動時の経験をもとに、司主趙行九（大黃江巡檢趙維恂）の発案によるという形をとりながらも、黃体正を実際の推進者として「安良約」が編成されたことがわ

かる。道光一五・六年の「会匪の蠢動」が、編成を促進したであろう。趙維恂が巡檢の任にあったのは、道光八年から五年までだから、⁽²¹⁾「安良約」の原案は、一五年には成立して⁽²²⁾いたと考えられる。

黃体正は「安良約」を組織する一方、彼の住む古程村において、改めて保甲を編成した。その保甲編成の仕方は、「上陳觀察書」に附された「社約」に標準化されている。

「答奉憲檄行聯甲書」によれば、同答書は、道光一六年（一八三六）「帥台閣下」（瀋州協副將のことか？）が県内の「紳耆」を集めて保甲を議そと呼びかけたのに対して、前もって当地方における保甲の概況を述べたもので、黃体正是同答書と共に「安良約」条款と彼の住む古程村の聯甲簿をも提出していった。「上陳觀察書」に「茲に旌麾の臨蒞を得ること有り、遍く紳耆に伝えて聯甲を面諭す」とあるのは、「帥台閣下」の招集した会議のことを指していると考えられるので、「上陳觀察書」は答書を提出した後、時を経ずして書かれたのであろう。従つて、「上陳觀察書」とそれに附された「社約」も道光一六年に書かれたとして間違いあるまい。以上の経緯からみて、「社約」には黃体正が古程村及び宣里地方において実施した鄉約・保甲の方法が反映されているものと考えられる。

表 II

	安 良 紺	社 紺
範 囲	里	村
編 成	「明白是非、通達時務者」で編成する。 参加者(70家)は各村における「保甲の首」である。	数「竈」を1「家」、10「家」を1「牌」とする。 「牌長」は1月交替。 「紳耆」中より数名をえらび「董事」とし、 さらに「識見分明、操守公正者」1人をえらび「總理」とする。 村ごとに簿書・社約を備え、「一紳一耆」が管理する。
費 用	調達：参加者より財産に応じて集める。 収租100石、播種1000斤ごとに銀2両。 当行を通じて利殖をはかる。 用途：はじめは凶作・捕盜にそなえる。 参加者中、掠奪にあった者には、 被害額の半分を補償する。 のち、貯えが豊かになれば、義倉 を設ける。	
団 練	約内の家より「壯健なる子弟」をえらぶ。 有事の際、壮丁を募集してそれを率る。	「社」中の「年力壯強、資性爽直者」をえらび、壮丁とする。 有事に出動すれば、手當てを出す。
罰 則	「匪」をかくす者、盗みをはたらく者には、約内連名で攻める。 「殷実の家」で「匪党」にだまされ、或は、むりやり仲間に引き入れられた者があれば、約内連名で「匪党」からまもり[正道に]立ちかえらせる。 (以上の対象は約外者) 一・二世代後、約内の家の子弟に不肖の者が出れば、その家は除名(「出約」)する。	⑦ 「拝会結盟、窓留匪党者」 ① 「外出行竊及通賊來偷者」 ⑨ 「白日掏摸物件、夜間偷竊瓜果者」 ⑤ 父母にさからい、年長者をないがしろにする者 ④ おとし物を隠匿する者 ⑥ 賭場を開くこと (⑦は官に送る。①⑨⑤は、再犯または三犯者は官に送り「社」を出す。④⑥は官に訴える。)
その 他	「紳士」と官の協調をうたう。	講訓：毎月1日に社壇で行なう。「紳耆」中の「義理分明、議論条達者」をえらび、聖諭を講ぜしめる。 夜警 「賊」をとらえた者にはほうびを与える。 負傷した者にはほうびを与える他、皆で医者をよび治療する。

b 再編成の諸特徴

「安良約」条款部分と「社約」を整理し、内容別に項目を立てて比較したものが、表Ⅱである。この表Ⅱを中心に、他の資料で補いつつ、郷約・保甲再編成の特徴をいくつか指摘しておきたい。

まず、「安良約」・「社約」それぞれの対象とした範囲及び編成法によれば(表Ⅱ)、「安良約」は宣里全体を対象とし、該里における郷約・保甲の指導者たるべき者を集めて組織したものである。それに對し、「社約」は該里下の各村を一單位とし、村内の住民を一〇家一牌として保甲に編成することを定めている。その際「安良約」参加者は、彼らの居住する村における「保甲の首」、即ち「社約」でいうところの「総理」となる。また、「安良約」に參加した家よりえらばれた「壯健なる者」が率いる「壯」は、「社約」にある「年力壯強、資性爽直なる者」に比定できよう(表Ⅱ團練の項)。「社約」は村の構成員を基礎単位に組織するための規約を含み、「安良約」は基礎単位の指導者間に結ばれた郷約であった。「社約」と「安良約」とは、「總理」であり「保甲の首」であるところの「紳耆」を結節点として、上下の關係で結ばれてい

たと考えることができる。従って、「安良約」は上級組織の、「社約」は下級組織の規約であり、再編成された郷約・保甲制はピラミッド型の構造になっていたことがわかる。

次に、「安良約」参加者は「紳耆」と呼ばれる人々であったことを指摘しておかねばならない。以前の「悟洞三股郷約」も「衿耆父老」によって構成されていたのであるが、そこでは、彼らは代行者を立てて保正即ち保甲の責任者となることを回避することが規定されていた。「衿耆父老」と「紳耆」とは、社会的実体としてはほぼ重なり合うと見てよからう。⁽²⁴⁾しかし、「安良約」においては、「悟洞三股郷約」とは対照的に、彼らは保甲の指導者・責任者として参加することが求められたのである。

第三には、官——紳の協調がうたわれていること。「安良約」には、

紳士の官を尊ぶこと[#]也。た父兄の如くんば、則ち官の紳士を愛すること[#]也。子弟の如し。相い孚^{ハシム}んで忌むこと無く、民間の疾苦は、以つて剣切に陳ぶべし。

とあり、「團練郷規」の前文には、

惟うに是れ保甲・團練の法は、民其の勢を官に藉りるに非ざれば、則ち其の事行われず。官其の情を民に通

するに非ざれば、則ち行わると雖も実らざること、必なり。

ある。黄体正は、保甲・團練を実施する過程における官——民の相互依存性、両者が協力することの必要性を説いている。この官——民をつなぐものが、「民」を代表するところの「紳士」であり、官——民の協力は、実質的には官——紳の協力に他ならない。また、黄体正によつて「紳士」として想定されていたのは、各村における鄉約保甲の指導者たる「紳耆」、とりわけ「安良約」参加者であった。

特徴の第四には、鄉約、保甲、團練、義倉の諸系統が、「安良約」のもとに総合されていることをあげ得る。團練を除く他の諸系統は、明代において一本化がはかられたことがあつたが⁽²⁶⁾、清代になつてからはそれぞれ別個に行なわれていった⁽²⁷⁾。それは、この時期再び一本化をめざすようになつた。義倉については後に設置することを期すとされているが、宣二里新墟(永寧墟とも)で社倉を設けた際、その由来及び規約を定めた「永寧墟團練保甲社倉碑記」(道光二年立石)によれば、「安良約」にもとづいて「社倉春借秋還の例」に倣い、農民に穀米を貸し出しており、「久しう奉行するを経て、確かに成效有り」とあるところから、道光一五年ののち余り時

をおかずして実現されたことがわかる。

また、例えば表Ⅱ罰則の項では、父母にさからい、年長者をないがしろにする者が処罰の対象者としてあげられている他、講訓の実施を定めた条款もある。これらは治安維持には直接関わらない。このような規定が存在することは、「安良約」を中心とする鄉約・保甲の再編成が、治安維持のみならず、広く郷村の秩序全体を射程に入れたものであつたことを示している。

第五の特徴は、表Ⅱ罰則の項から窺われるよう、単なる盜人・すり・賭博などの個別的な犯罪行為と共に、「匪」「匪党」といわれる存在があげられている点である。「上陳觀察書」に、

有事の日に至らば、則ち悪しき者は一たび招けば集まり、善き者は屢々約されど来らず。此れ悪党多く善類少きに非ざるなり。匪となる者は要質の誓言有り、善に従う者は重申の禁約無ければなり。

とあるように、組織的な「匪」が存在していた。これに対抗するために、改めて郷約・保甲を包括的に再編成する必要が痛感されたのである。道光元年に廣西巡撫趙慎畛が講訓のためのテキストとして頒行した「郷約条規」は、かなり多くの

スペースをさいて「添弟会」(天地会)に入らないよう諭していることから、この組織的な「匪」とは、嘉慶年間には広東

から広西にまで広まっていた天地会系秘密結社であったと考えられる。

(30) 「安良約」編成のきっかけとなつた「匪徒」・「会匪」はこの天地会系秘密結社であつた。「安良約」・「社約」は、天地会系秘密結社に対抗し、それを壊滅させることを最もさし迫った目的として組織されたということができる。

「安良約」を中心とする道光一〇年代の郷約・保甲の再編成は、例えは「紳耆」等郷村における指導層の保甲への関わり方をめぐって、以前の回避的傾向とは対照的に、積極的に参加することを要求しているように、従来の方法を単純に繰り返したのではなかつた。またそれは、保甲・団練・教化・義倉など郷村における各種秩序維持策を総合的に行なおうとすると共に、天地会系秘密結社をとりしまるという具体的目標をもつていた。これらのことから窺われるよう、再編成は、黄体正の現実に対する「危機感」の深まりの所産であつた。(31) それ故、「安良約」等の各条款は、一見漠然とした形をとりながらも、当時の社会情況を具体的に反映したものであつたと考えられる。

三 郷約・保甲再編成と客民

前章で述べたように、「安良約」・「社約」にもとづく郷約に對し、「答奉憲檄行聯甲書」を書いて、前もつて当地における郷約・保甲の概況、即ち宣里地方では既に「安良約」を組織し、また体正の居住する古程村では改めて保甲を実施したことなどを述べ、「安良約」の条款・古程村の聯甲簿と共に提出した。「答奉憲檄行聯甲書」において、黄体正は次のようにいふ。

茲に擬せし所の聯約の条款と本村の聯甲簿を將つて呈して教正されんことを請う。其の檄行されし保甲の規式においては、或は未だ符せざるところ有るも、而れども已に行いたる実在の情形において、稍や採るべき處有り。即ち懇うらへは、牒移もて県を過、印を蓋おし朱を標し、仍お早日に学(縣學)より發領し、隨即に遍く告示を

懸け、詳細に曉諭せられんことを。

「安良約」等は、「帥台閣下」の提示した保甲の原案とは異なるところがあるが、すでに実施してみてとるべきところがあるという。「帥台閣下」による原案の提示は、着任直後に

行なわれたようであり、その内容は、おそらく、清朝保甲法の形式に則つたものであり、どの地方でも実施しうる原則的・一般的な内容を出なかつたのではないだろうか。黃体正の眼には、現在直面している課題に十分こたえ得るものとは見えなかつたのであるう。

では、黃体正のいう異なる方法とはどういうものだったのか。そこにこそ、当地方の実状が反映されていたはずである。それは「安良約」引言に次のように述べられていることであろう。

蓋し保甲の法は、一郷の富貴・貧賤・智愚・賢否を合せ一に以つて之を例^{また}むる者なり。其の間品流は錯出し、識見は迥殊す。^{だいわかれ}驟に之を合せて之をして聯ねしむるは、是れ猶^{けいほく}鶩^お鷺^{けい}を驅りて鸞^{らん}鶴^{かく}と羣を同じうし、虎豹^{とら}を編して犬羊と伍を為さしむるがごとし。其の相習わざして互に猜う^{うが}こと、彰彰として明らかなり。將に之を聯ねんと欲せば、必ず先ず其の人の相類する者を択び、之が

会約を為し、以つて其の心を堅ならしむべし。即ち会約の中より、貲財を勧捐し、以つて其の用を裕^{ゆた}かならしむべし。

従来は誰かれかまわづ一律に保甲に編成していたが、「安良約」の下ではまず人を選び、これらの人々の間で会約をたて、それを中心に地方全体の秩序を維持しようという。即ち、前章で述べたところの保甲体制の上級組織を編成することであった。「安良約」引言は続いていう。

一時の才智の士・殷実の家、相い与に聯絡し以つて之が倡率をなさば、則ち愚懦の輩は、依附する所有りて相い引いて來たらん。兇頑の徒は、震懾する所所有りて敢て逞しうせざらん。是れに由り富を以つて貧を恤^{あず}わば、貧しき者は咸^{みな}富める者の助けをなすを楽しみ、善を以つて惡を攻むれば、惡しき者は善き者の仇をなす能わざらん。

これによれば、選ばれて「安良約」に参加したのは「才智の士」・「殷実の家」であった。表Ⅱ費用の項に示したように、「安良約」は収租一〇〇石、播種一〇〇〇斤ごとに銀二両を参加者にわりあてている。西川喜久子氏は、この規模は土地一〇〇畝に相当することから、「土地所有の規模でいえば、

一〇〇畝が支配層と被支配層を分つ一応のボーダーライン」であったとする。「安良約」引言には選択の基準に「殷実の家」であることがあげられており、確かに「安良約」参加者は一〇〇畝前後以上の土地所有者であったであろう。既述のように、古程村の黃氏は二四〇余畝の土地を所有していた。また現地調査によれば、宣二里界堀村の藍氏は三〇〇畝、同里金田村の韋氏は二八〇畝の土地を所有しており(後の太平天国北王韋昌輝の父源珍が二六〇畝、叔父源珖・源珍が一〇畝ずつ)、さらに同里盤龍村(『民国志』卷八、紀地、里甲にある盤隆村か?)の昌氏に至っては八〇〇〇余畝の土地を所有していたといふ。⁽³⁵⁾しかし、黃氏からは黃体正(舉人)の属する黃帶江堂及び黃荆蔭堂・黃興蔭堂が、藍氏からは藍守青(道光五年の武舉人)が「安良約」に参加しているのに対し、韋姓・昌姓の参加者は一人もいない。土地所有の多寡、費用負担能力の有無だけによって機械的に選択された訳ではなかつたことがわかる。

「安良約」引言には、「殷実の家」と同時に「才智の士」であることもあげられており、すぐれた人格・見識を備えていふことも求められている。黃氏・藍氏からは科挙合格者を出しているが韋氏・昌氏は出していないことが、「安良約」にいう。

参加し得たか否かを分けたのだろうか。「安良約」の条款中には、「紳士」と官との協調を謳つた一条があり、「安良約」参加者の選択に当つて、科挙制度上に何らかの位置を占めている者が重視されたことは疑い得ないであろう。しかし、黃体正は「請聯鄉約上稟」においては、「安良約」参加者を「在約之紳耆」と表現しており、科挙制度上の資格をもたない者の参加があつたことを示唆している。また、「社約」には、「董事」は「紳耆」中よりえらび、「簿書」・「社約」は村ごとに「一紳耆」が管理するとある(表Ⅱ参照)。「安良約」に名を連ねているかどうかは別にしても、「安良約」を中心とする郷約・保甲制下にあつては、「紳」とともに「耆」のはたす役割が重視されていたことがわかる。

しかしながら、「紳耆」と表現されている人々と同様の階層に属していても、「安良約」あるいは「安良約」を中心とする郷約・保甲の中心的位置からしめ出されている人々が存在するようと思われる。「請聯鄉約上稟」には次のように

無如せん郷里中の人、事を知る者少く、事を畏れる者多

し。事を畏れず頗る事を知る者、又往往にして事を好み以つて事を生ず。使ひ徒に故事に循い、以つて之と与

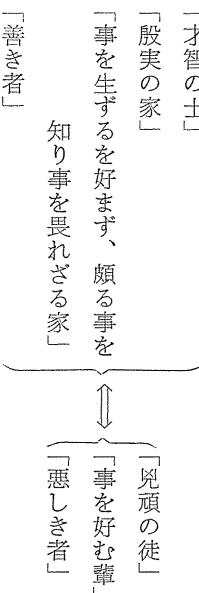
聯ねれば、其の事を畏れる者、同甲に盜賊有ると雖も敢て攻めず、扳連^{さそれん}有るも保つ能わず。一時の事を好む輩なれば、則ち又其の私智を逞しうし、輕舉妄為して、保に混り攻に混る。官司の耳目周^{ゆき}り難く、善惡の品流雜り易ければ、事に益無く又之を害す。今紳等同里中より其の事を生ずるを好まず、頗る事を知り事を畏れざる家を採び、相与に聯約し、郷里の先を為さんと欲す。

ここで「事を知る者」と表現されている人々は、先に「才智の士」と表現された人々——即ち「紳耆」と一つの社会層をなす人々であると考えて良からう。黄体正は、この「事を

知る者」を二つに分類し、「事を生ずるを好まず、頗る事を知り事を畏れざる家」と「事を好む輩」とに分けている。前者が選択されて「安良約」に参加した者たちである。

「安良約」引言によれば、里中の人々は、「才智の士」、「殷実の家」、「愚懦の輩」、「兇頑の徒」、「富める者」、「貧しき者」、「善き者」、「惡しき者」に分けられていた。このうち「愚懦の輩」は究極的には「安良約」を中心とする体制の側につなぎとめ得る者であるとし、また「富める者」・「貧しき者」間の矛盾は、「富める者」の働きかけによって解消可能とされている。結局、主要な対立は「才智の士」・「殷実の

家」・「善き者」と「兇頑の徒」・「惡しき者」の間にあることになる。一方、「諸聯郷約上稟」では、里中の人人は「事を知る者」と「事を畏れる者」に分けられる。既述のように、「事を知る者」はさらに二つに分けられ、この二者間の対立が主要なものである。「事を畏れる者」は「安良約」引言にいう「愚懦の輩」に照應すると考えられるので、彼らと「安良約」を中心とする体制との間には最終的には矛盾はない。以上をまとめると、黄体正が考えていた基本的な対立関係の構図は、左のようになる。



これら兩群に分類された人々の区分は、既に述べたように、財産(土地所有面積)の多寡によって一義的になされたのではない。また、「事を知る者」であるか否かによってなされたのでもない。にもかかわらず、黄体正によって「惡しき者」と分類され、「安良約」等による郷約・保甲制の中枢か

らは周到にしめ出された人々が存在したことは確かである。

では、黄体正によつて端的に「善き者」・「悪しき者」と表現された人々は、一体何によつて分類されたのだろうか。

「上陳觀察書」には次のようにある。

〔聯申の法は〕此れより前、故事を奉行して、保正、戸籍を謄し、門牌を発するに過ぎざるのみ。而して之を究むるに善き者は自ら善く、悪しき者は自ら惡しく、并に未だ互相に勸戒し、共に賞罰の規を明らかにすること有らず。有事の日に至らば、則ち悪しき者は一たび招けば集まり、善き者は屢々約すれど來らず。此れ悪党多く善類少きに非ざるなり。匪たる者は要質の誓言有り、善に従う者は重申の禁約無ければなり。果して之を聯ねんと欲せば、必ず先ず之を約せ。

黄体正がいう「悪しき者」とは、「一たび招けば集ま」る

「要質の誓言」で結ばれた組織をもつ者たちであつた。これは、前章で述べたように、具体的には天地会系の秘密結社を指している。その結社の構成について、黄体正は次のように考へていた。

頻年以來、粵東の游匪の為に煽惑され、汎棼^あい漸み、結党尋盟して、矯虔攘奪の謀を逞しうし、借宿連巢

の勢有り。此の風騒^よまざれば、後蔓^まりて図り難し。但其の縁始を推^{たたか}るに、大都外匪の土匪と串同し、拝会に借りて名と為し、資財を斂^{あつめ}て以つて橐橐^{とうとう}を充す。

〔「上陳觀察書」〕

天地会蔓延の原因は、もとはといえ巴、「粵東の游匪」。

「外匪」と「土匪」とが結合したことにある。『宣宗実錄』卷一二、道光元年(一八二一)辛巳春正月壬戌の条には、

〔広東の〕内河の土盜潛かに〔広〕西省に至り、山に依り嶺に附し地を種^{たぶ}す各省の游民と与に、結夥して搶劫し、兼ねて本地(広西)の愚民を勾引して、或は弟兄を拝し、或は添弟を拝し、或は數人、或は數十人、或は会簿・腰懸(会員証)有り、称して大哥・師傅と為し、口号を伝授す。俱に百余年前の日本を鈔襲し、情形同じからざるもの、其の名則ち一なり。

とある。ここで注目されるのは、「外匪」([「広東の〕内河の土盜)と「土匪」(本地の愚民)との間に「山に依り嶺に附し地を種^{たぶ}す各省の游民」即ち客民が介在することである。黄体正も、

今某等の里中(宣里地方)土著の積匪有り、潮・惠寄居の悪匪と比同し、相与に來往定まる無きの游匪を窩藏し、

奪攘矯虔して、其の勢充斥す。(「保甲攻状」)

と述べ、「土匪」と「外匪」との間に廣東潮州府・惠州府から移住して来た客民が存在していることを指摘している。先に紹介した「鄉約條規」は、客民について特に次のよう規定を設けている。

村中に客民の寄居する者有らば、其の往来する親戚・朋友は、多く外省の人民に係らん。爾約長・隣人は更に留心察査し、明探暗訪するを要す。如し匪徒に係らば、公同して驅逐すべし。

この規定が、天地会系秘密結社の活動・拡大は「外匪」——客民——「土匪」三者が結びついたことによるという認識を背景としていることは言うまでもない。とりわけ、客民は「外匪」と「土匪」の結節点の位置にあって「外匪」を引き入れる窓口となり、「匪徒」をかくまい易いと見られていたことがわかる。このような客民觀は当ときわめて普遍的にあつた。⁽³⁷⁾ かくして天地会対策のうちの重要な柱の一つに、客民管理の問題があげられることとなつた。

先に黄体正によって「悪しき者」と分類され、「安良約」等による鄉約・保甲制の中枢からしめ出された人々が存在したことを見抜した。ここにみたような客民に対する認識に照ら

すと、黄体正による「善き者」と「悪しき者」の分類の基準の一つに、土客の別があったのではないかと考えられる。邢前掲論文をはじめ、最近の中国の研究が等しく指摘しているところによれば、金田村の韋氏は客家であったという。⁽³⁸⁾ 本稿で規定したところの客民である。金田村の韋氏は、二八〇畝の土地を所有していたといわれ、また、韋氏は後に捐監生の資格を取得していることを考えると、村の耆老とみなされ得る階層に属していたと思われる。それにもかかわらず、韋氏からは一人も「安良約」に名を連ねていないのは偶然ではないからう。なお、表Ⅱにまとめた「安良約」の条款及び「社約」中には特に客民についての規定はない。しかし、「匪徒」をかくまうという行為に対しても十分注意が払われている。これらの郷約全体が、客民は「外匪」と「土匪」の接点に位置し、「匪徒」をかくまう可能性が高いという、当時広く行きわたつていた客民觀の中において考察されるべきであろう。

では、この時の郷約・保甲再編成において、客民はどのように扱われたのであろうか。黄体正は、彼の住む古程村で実施した保甲編成の方法を次のように述べる。

就^{たす}近司主に報明したるに、首^まず郷約(安良約)を聯ねて、

以つて先声を振わせ、次で窓家を懲らして、以つて後患を防がんとす。隨に住む所の古程村を將つて、編排し、十家一簿、挨次に開列し、并に挂漏參差無く、各人名の下に何れの事業を作すかを填す。其の分に安んぜざる者は、亦た實に拠りて注明す。(答奉憲檄行聯甲書)

村内のすべての家を一〇家を一排(牌。表Ⅱ編成の項)とし、一排に一簿を設け、排内すべての家について、各人の名前と共に職業を登録した。そのうち「分に安んぜざる者」については、その旨注記した。また、先に指摘した客民觀のもとで、「窓家を懲らして、以つて後患を防」ごうとすれば、いきおい客民管理に力が注がれることになったであろう。

桂平県の簿冊作成とほぼ同様の方法について、同じ広西省内の賀県の「保甲規條」はやや詳しく記している。

其の法(保甲・團練・鄉約の法)は、村ごとに約長・甲長を設立すべし。大村は七・八人、中村は五・六人、小村は二・三人、孤村なれば則ち附近の大村の中に帰入して辦理すべし。該約長等紙簿一本を訂り、開明すらく、本村一戸、某人、某処人、某生理を作す。祖父某名、伯叔某名、子姪某名、孫某名、雇工人某名なりと。土客を

分たず、良夕^{がつ}を論ぜず、単身孤寡に拘らず、一齊に式に照して簿中に開列し、一村共信の好人においては、則ち公保の二字を註し、其の素より分に安んぜず、形跡疑う可きの人なれば、則ち公保の二字を註せず。詳悉に造り齊えて、公所に持送すべし。本県、逐一查閱し、某村若干家なるを算計し、即に門牌若干張を面給して、約長に交与し各家に分給して張掛せしむ。其の簿内に未だ公保を註されざる者は、本県存記在心し、另に稽査辦理を為さん。⁽³⁹⁾

まず注目されるのは、「土客」・「良夕」・「単身孤寡」にかかるわらず一律に簿冊に載せるようことわつていてある。このことは逆にいえば、從来の簿冊作成においては「土」「良」に対する扱いと「客」「夕」「单身孤寡」に対する扱いとの間に差異があつたこと、具体的には、後者については簿冊に記入しなかつたことを示唆していよう(本稿註⁽³⁷⁾で紹介した「寄甲法」参照)。「答奉憲檄行聯甲書」において、黃体正が「挂漏參差無」きことを強調していることは、桂平県の情況も賀県と同様であつたことをもの語つてゐる。しかし黃体正は、名前や職業を登録するだけで十分と考えていた訳ではない。先に引用した「善き者」と「悪しき者」との関係を

論じた「上陳觀察書」の一節で、彼は、従来の保甲の欠点として、「戸籍を謄し、門牌を発する」のみであること——従つて、「挂漏參差」が多い——と共に、「善き者」と「悪しき者」とが「互相に勸戒し、共に賞罰の規を明らかにする」ことがなかった点をあげている。これに対する反省から、「之（甲。村に居住する全ての人々）を聯ねんと欲せば、必ず先ず之を約せ」と述べ、村の全住民に共通する「賞罰の規」（善惡の規準）を設けることの必要性を強調する。黄体正にとってその規準とは、「上陳勸察書」に付せられた「社約」であり、その背後にある「安良約」であったことは言うまでもない。既述のように、これらの郷約・保甲制において客民は、「悪しき者」と分類され、土着民「紳耆」によって指導・管理されるべき者と見なされていた。それは、土客の別という点からみれば、明らかに土着民を中心とする規準であった。「安良約」等による郷約・保甲再編成は、客民にとっては組織的にも理念的にも土着民中心の秩序に組み入れられることを意味していたのである。

「賀県保甲規條」中、注目すべきもう一つの点は、「素より分に安んぜず、形跡疑う可きの人」については、別に官が調査をして処理するとされていることである。「答奉憲檄行申書」に「分に安んぜざる者」とあるのがこれに当る。彼らは既に罪を犯したことが確定している者ではなく、過去において罪を犯したかもしれない、あるいは将来罪を犯すおそれがあると判断された者たちであった。客民は「外匪」と「土匪」の接点に位置し、「匪徒」をかくまい易いという通念の下では、客民であるというだけで「分に安んぜざる者」とされる可能性はきわめて高かったであろう。⁽⁴⁰⁾

「分に安んぜざる者」に対する取り調べ、処分は、桂平県では「点甲」という儀式を通して行なわれた。⁽⁴¹⁾黄体正は、「答奉憲檄行聯申書」前引の部分に統いていう。

〔道光一五年〕十二月の内において、稟もて司主に村に到りて点甲し、善き者は褒嘉し、悪しき者は責飭せられることを請う。

以上にみてきたように、「安良約」を中心とする郷約・保甲再編成は、指導層・支配層としての土着民の「紳耆」が、官の権威を背景に実施したものである。その内容は、保甲の基礎単位である牌(排)の編成、捕盜、夜警等直接治安の維持に關わることはもとより、家族成員間の関係の調整や義倉の設立による農民の物質的生活への配慮まで含んでおり、きわ

めて広範囲にわたっている。またそれは、土客を含む全ての住民を登録・組織しようとする。これらの諸方策を支えていたのは、全ての住民が一つの「賞罰の規」(善惡の規準)——それは「安良約」・「社約」に体現される——を共有すべきであるとする発想であった。その上で、当時広く行きわたっていた客民觀——客民は「外匪」と「土匪」の接点に位置し、「匪徒」をかくまう可能性が高い——にもとづいて、客民は、郷約・保甲制の権力の中枢からはしめ出された。あるいはまた、「分に安んぜざる者」とされ、「点甲」という儀式を通して官による追求・処罰を受けることとなつた客民も少なくなかつたであろう。このような再編成は、客民にとっては、指導される者・管理される者として、土着民中心の秩序に従属的にくみ込まれることを意味していた。

おわりに

本稿では、まず、客家を含む移住民を客民という概念でとらえる視点を提出した。それは、一つには、土客のうちの『客』が全て客家だとはいきれない、むしろ客家以外の移住民も少なからず含まれていたのではないかと考えられる資

料が存在するからである。もう一つには、客家を土着民から「蔑視」された「被差別集團」と見る見方に疑問を感じたからである。客家は、「獣人」と称され、地方志によつては少数民族の項に記載している例もあるが、一方、移住民・寄留者を表わす「客民」・「客籍」・「寄籍」等と表現された人々の中にも多くの客家が含まれていた。このことは、当時の人々が、他の諸地方から移住して来た人々を、客家系とか廣東系といった区別を超えた移住民・寄留者という範疇で、一括してとらえていたことを示唆している。当時の人々が持つていたこのような感覚を大切にしたいと思ったのである。

中川学氏によれば、客家研究は、廣東において一八五六年に発生した土客械闘が、一八六七年に合計五〇万をこえる死傷者を出して収束した翌年、一八六八年に欧米人によって最初の成果が発表された。⁽⁴²⁾その後一九一〇年頃までに欧米人による客家研究は「古典的ななかたちをととのえる」。この時期は、言うまでもなく、帝国主義列強の中国侵略が最も活潑かつ露骨に行なわれた時期に當る。中川氏によれば、欧米人による客家研究もこうした情況と無縁ではなく、その「歴史的本質」は、「侵略の対象のエネルギーを四分五裂させ」「植民地支配のイデオロギー情況を構築していったもの」であつ

た。このような研究は、はじめから「土着の本地系広東人と客家との差異について調査することをその出発点」としている。⁽⁴³⁾

一八七〇年に、C・ピートンは、次のような報告を残している。

客家人が本地人と混住している所では、彼らは本地人から侵入者とみなされており、非常にしばしばその地方の神々にたいする偶像礼拝に加わることを拒まれている。

そこで彼らは、それぞれの祖先崇拜によって自らを満足させなければならない。それを彼らは固有の祖廟を欠いている状態の中で行なっている。

M・L・コーエン氏は、この報告によりつつ、客家が移住先の既成の土地神崇拜に参加できなかつたことは、彼らが本地系広東人の村から物理的に排除されていたことを示すと述べている。小島晋治氏もまた、これとほぼ同様の見解を示していいる。⁽⁴⁴⁾ こうした解釈は客家——本稿で提示した客民という概念は、客家をも包括する——も、土着民の土地神崇拜に参加したいと希望しているという前提があつて、はじめて成り立つ。しかし、この前提は、はたして自明のことなのだろうか。例えば、道光二十四年(一八四四)、桂平県宣二里新墟の三

界廟を改修した際、最高寄付額は銀一四両、最少は銀三錢、一両以上の寄付者も少くなかつたという中で、韋昌輝の父源玠、叔父源珖は銀四錢を寄付しているに止まる(『報告』四一頁)。韋家の経済力——源玠は二六〇畝、源珖・源珍は一〇畝ずつの土地を所有し、源玠または昌輝のうちどちらかは捐監生だつたという——に照して、その額は余りに少ない。客民たる韋家にとって、三界廟改修は大きな意味をもちえなかつたことが、その理由の一つではなかつたか。

土客の間に差異があることは、必ずしもその間に摩擦を引き起すとは限らない。コーエン氏は、客家の移住の初期の段階、即ち移住先の人口密度が相対的に低く、客家が広東人の佃戸として存在することとしてではあるが、客家と広東人の関係——客民と土着民の関係は「共生的」 symbiotic であったと述べている。⁽⁴⁵⁾

従来の客民研究(そのほとんどは客家研究であるが)は、土客の差異に注目することから始められた。しかしそれらは、差異を差異として正当に位置づけるのではなく、差異を自らの予断のもとに不平等と位置づけ、土客の間に「排除」「差別」の関係を構築して行くものであつた。

もともとは、土客の差異は、「排除」や「差別」の原因で

も結果でもなかつた。後になると、例えば本稿第二章・第三章に検討したように、再編成下の郷約・保甲制においては、

土客を分たず「社壇」で「紳耆」の講訓をきくようく定められていたし(「社約」表Ⅱ参照)、「社廟の寛闊なる処」で「紳耆」に率いられて巡檢の点甲をうけねばならなかつた(「團練規」)。客民は、土着民とともに一つの組織に編成され、一つの「賞罰の規」のもとに置かれ、土着民と同じ行動をとることを求められたのである。しかし客民は、再編成下の郷約・保甲制における権力中枢からは周到にしめ出されていたのであり、「賞罰の規」は土着民「紳耆」によって与えられたものであった。

土客關係の変化は、このように土着民が客民を「物理的に排除」する方向ではなく、客民が土着民中心の秩序に包摂される方向で進んだ。天地会などの秘密結社が拡大するに伴い、客民は「外匪」と「土匪」の接点に位置し、「匪徒」をかくましい易いという客民觀が普遍化し、土客の差異が、土=「善き者」、客=「悪しき者」として意識されるようになるとともに、「善き者」が「悪しき者」を教化しなければならないと考えられるようになったからである。その結果、土客の緊張は著しく高まり、対立は急速に尖鋭化したであろう。

ここに、後の歐米人による客家研究に利用される条件が醸成されることとなつたのである。

従来一様に客民が「排除」・「差別」されていることを示すとみなされてきた資料の中には、コーエン氏の所謂土客の「共生的」關係を示すものとその關係の崩壊を示すものとが、区別されずに含まれてゐるようと思われる。この區別に注意をはらいつつ、今後、客民の存在形態を実証的に明らかにして行く必要があらう。このことは、また、コーエン氏のいう土客の「共生的」關係を出現せしめた前提条件について、再検討を加えることでもある。

一方、再編成以後に目を転じれば、太平天国の忠王李秀成は、金田蜂起直前の桂平県地方において、「團練」と「拜上帝の人」との二つの集団が対立していたと語つてゐる。「團練」は「安良約」の如き郷約を母体として組織されたのであらうし、「拜上帝の人」の多くは客民であつた。

しかしながら、小島晋治氏が、拜上帝會に結集した人々として、客民ばかりでなく、チワン族や土着民中の貧農・流民層の存在に対しても注意を喚起していることは忘れられてはならない。今これら四者の關係を全面的に論ずる準備はないが、客民とチワン族についていえば、その間に密接な結びつ

きがあつたことは、本稿第一章で紹介した貴県の土客械闘に
関する現地調査から窺われよう。このことは、桂平県におい
ても同様であった。『民国志』卷三一、紀政、風俗、蠶家の
項には、

(A) 旧志(『道光志』)按するに、……惟れ河北(主に宣里地方を
指す。本稿註(10)参照)の獵人、近ごろ本業に務めざる
者有り。客籍の爛窟らんきつと互相に朋比し、聯絡して羣を成
し、専ら窩匪聚賭、逞兇攘奪を以つて事と為す。

とある。しかし一方では、客民とチワン族との間の矛盾する
面を伝える記事もいくつか存在する。例えば、『民国志』同
前、獵人の項には、

(B) 袁旧志(『道光志』)云く、……日本邑の獵、樸厚勤謹
にして、官司に見ゆるまゆるを畏る。客籍之を凌ぐも、敢て
抗する者無し。(『民国志』同前、獵人の項。同治『潯州府志』
卷四、風俗、獵人の項にも、ほぼ同様の記述あり)

といふ。客民とチワン族との関係についての対照的な事実を
伝える以上二つの記事を、『民国志』の編者は、チワン族の性

向の変化に注目して次のように解釈している。即ち、(B)は『乾
隆志』か道光六年『潯州府志』からの転載であつて、乾隆・
嘉慶年間以前の様子を伝えるものとする。(A)については、此
の言う所は道光時の獵たり、平民市井の風に染まるに因
り、其の旧性(素朴さ・従順さ)を失す。其の後の洪・楊の
乱は、或は是れに基づけるか。(A)に附された割註)

隆志』か道光六年『潯州府志』からの転載であつて、乾隆・
嘉慶年間以前の様子を伝えるものとする。(A)については、此

註

- (1) 田中翠一郎「太平天国の革命的意義」(『史学雑誌』113—17、一九二二年)、羅爾綱「享一頓論客家人与太平天国事考」(『太平天国史叢考甲集』三聯書店、一九八一年。同論文の初出は一九三五年)、波多野善大「太平天国」(『歴史学研究』142、一九四九年)及び「太平天国に関する二三の問題について」(『歴史学研究』150、一九五一年)、張益貴「試論金田起義前広西的『來土鬪争』」(広西太平天国史研究会編『太平天国史研究文選』広西人民出版社、一九八一年。同論文の初出は一九六一年)、Philip A. Kuhn; Origin of the Taiping Vision : Cross-Cultural Dimensions of a Chinese Rebellion, *Comparative Studies in Society and History*, Vol. 19, No. 3, 1977. 小島晋治「抨上帝教、抨上帝会と客家の關係——1への試論——」(『中國近代史研究』第一集、一九八一年)、邢鳳麟「論太平天国与士客問題」(『廣東・廣西太平天国史研究会編』太平天国史論文集)広東・広西人民出版社、一九八三年)など。以下諸氏の見解は、特にことわらない限りこれらの論考による。
- (2) 「客家研究導論」(古亭書屋、一九七一年。同書の初版は一九三三年)。
- (3) 小島氏は、既存の「共同体秩序から疎外」されていたものとして、客家だけでなく、チワン族・ヤオ族等の少数民族、先住漢族中の貧民、流民層などの存在をも含め指摘しているが、今は本稿の当面の課題に即して、客家に関する部分だけを論じる。
- (4) 小島晋治「太平天国革命の歴史と思想」(研文出版、一九七八)

年)七一頁及び七九頁(註10)。

(15) 小島氏は、「最近客家については、「少くとも19世紀の段階、やらには20世紀前半までは」エスニック・グループとしてゐるべきであると発言している(同氏「客家と太平天国」『教養学科紀要(東京大学教養学部教養学科)』第一七号、一九八五年)。また同氏は、「エスニック・グループという問題把握は、……階級といった把握だけではとらえきれない歴史的具体的展開の中で必要とされているのであって、それをこうした現実から切り離して固定化すべきではない」ともいう(同前紀要、「第二部討論概要」)。

(6) いじでいわれる「客家」・「来人」は、内容的には移住民という意味で使われていると解される。こう解さなければ以下の文意が理解できない。

(7) 同治『潯州府志』卷四、風俗には、チワン族等の所謂少数民族と並べて「狹人」の項が設けられている。これはおそらく、クーン、小島兩氏の指摘の如く、客家を指していると思われる。しかし、例えば次の資料を参照されたい。

「各属從前寄居之客民、或已置有產業、或無力回原籍、應由各該郵局編查安插、聽其居住耕作、但不為匪、即與土著無異。各土民不得捏造獵人、獵子等名目、藉端騷逐、重構擾端。嗣後凡呈詞內如有填写狹人、獵子字樣者、概不准理」
右は「諭永修荔三屬善後條約」中的一条款で、咸豐年間の広西省平樂府地方の情況を反映したものである(方炳奎著『廢盾集』卷下に所収。同書は中國上海圖書館藏。なお、謝國楨『明清筆記叢書』三六五頁参照)。そこでは、「狹人」の移住民としての

側面が強調されており、また、「獮人」という呼称を使用することに否定的である。「獮人」という呼称で特定の集団としての客家を表現することが當時どこまで一般化していたか、なお

皆獮村也。其有自粵東・福建・江西遷來者、雜處於村中、謂之客籍、而土著者為獮人

とある。

検討の余地があるう。「獮人」という呼称そのものについては、その呼称を用いる人が「獮人」に対して「偏見」を持つてゐることを示すものとはいえるかもしない。しかし、どういう「偏見」なのかこれまで論じられたことはなく、その具体的な内容を明らかにすることは今後の課題である。また、「獮人」という呼称が存在するというだけでは「差別」があったとはいえない。「偏見」「差別」等の用語については、新保満『人種の差別と偏見——理論的考察とカナダの事例』(岩波新書、一九七二年)参照。

(8) 例えば、鈴木中正『清朝中期史研究』(燎原、一九七一年復刻本。同書の初版は一九五二年)第二章、劉敏『試論明清時期戸籍制度の変化』(『中国古代史論叢』一九八一—二)、王夫天堯『清同光時期客民的移墾』(『近代史研究』一九八三—二)など、参照。

(9) 同治『潯州府志』卷四、風俗、獮人の項にもほぼ同様の記述がある。なお、桂平県の県志には、民国九年『桂平県志』(以下『民国志』と略記)の影印本が台北成文出版社から出版されている他、乾隆三十三年『桂平県資治圖志』(以下『乾隆志』と略記)及び道光二三年『桂平県志』(以下『道光志』と略記)がある。後二書は、中国広西図書館蔵。

(10) 『民国志』卷三一、紀政、風俗、獮人の項に、
「袁旧志(道光志)云、……獮居北河(黔江・潯江の北岸)。
〔崇〕姜里所見亦罕。惟宣一・二里則無村無獮、十羅九古之名

(11) ここで筆者が問題としているのは、客家をエスニック集団としてとらえることの可否ではなく、一九世紀の広西においては、「客民」等の語で表現された人々の全てが客家だった訳ではない、ということ、及び客家も他の広東人移住民と共に「客民」等の語でくわられてゐることである。なお、客家をエスニック集団とみるべきことを提倡したのに、註(5)で紹介した小島論文の他に、梁肇庭『客家歴史新探』(『中国社会経済史研究』一九八二—一)がある。

(12) 「中国客民の世界」(『橋論叢』七三—四、一九七五年)。

(13) 広西僮族自治区通志館編『太天天國革命在広西調査資料彙編』(広西僮族自治区人民出版社、一九六二年。以下『彙編』と略記)四二頁。

(14) 中央檔案館明清部、嘉慶四年第五〇卷。邢前掲論文所引。括弧内は邢氏。稻田の判断で一部句読点を改めた箇所がある。

(15) 『民国志』卷二八、紀政、食貨上、田賦の項には、崇姜里的徵稅方法について光緒『潯州府志』の記事が転載されており、それには、

「桂平崇姜里、向分上・下里。每歲上芒、知縣輒令里中家之殷實者、或十人、或七・八人、任征糧之責、曰冬頭。經征与否、均惟冬頭是問、曰當冬。開征時、冬頭合顧一役赴糧局割串、預期挨戶派交。後則納銀於局、曰戶長。凡以免糧役追呼之擾也。」

- とある。表I—Bの甲長とは、ここでいう「冬頭」のことだつたのではなかろうか。「当冬」というのが現年の「冬頭」を指し、表I—Bの甲長即ち「冬頭」は排年を含む数であったと思われる。崇善里では里を上下二「里」に分け(『民国志』卷八、紀地、里甲の項では上下二「水」とする。堡に相当)、それを徵税の単位として保正とは別に「冬頭」(甲長)という役職が設けられていた。里または堡の下に甲が記録されている里、例えば下秀里では甲を「冬」と記していることから、「冬頭」(甲長)とはもともと「冬」(甲)の催徴責任者でもあつて、その中の現年にはあたつた「冬頭」即ち「当冬」が、その里または堡の税糧催徴の責を負つたものと考えられる。
- (16) 『彙編』三七四一六頁、及び中国社会科学院近代史研究所近代史資料編輯室編『太平天国文献史料集』(中国社会科学出版社、一九八二年。以下『史料集』と略記)三四八一九頁、所収。
- (17) 「安良約」は後述する黃体正『帶江園雜著草』卷五に収める。道光二十五年(一八四五)には刻碑立石されており、その碑文は、広西省太平天国文史調査団『太平天国起義調査報告』(三聯書店、一九五六年。以下『報告』)と略記九九一〇二頁、『彙編』二六六一九頁、『史料集』三四五八頁に所収。碑は、引言、条款の他、末尾に参加者名を附す。
- (18) 『太平天国革命時期広西農民起義資料』(中華書局、一九七九年。以下『資料』と略記)上冊、三〇一一页所収。
- (19) 『民国志』卷四五、紀文、書目の項によれば、前四書は『帶江園小草』としてまとめられて道光一〇年(一八三〇)に刊刻され、さらに「己丑」の年に増訂・刊刻されたが、のち太平天国期の戦乱で失われた。なお、増訂・刊刻の年次について「己丑」とあるのは、道光己丑だとすれば九年(一八一九)であり、前後の辻謬が合わない。道光一〇年以後で己または丑の年は、己亥一九年と辛丑二一年である。このうちのどちらかの誤りではないかと思われる。『帶江園小草』は光緒年間に黄榜書によつて復刻され、現存するものはこの光緒本である。現在は、中国桂林図書館に蔵されているが、一九八四年七月、筆者自身が當館を訪れて係員にたずねたところ、『小簡草』と『時文草』はないということであった。
- (20) 梁任葆「金田起義前広西的土地問題」(存翠学社編『太平天国研究論集』第二集、崇文書店、一九七二年。同論文の初出は一九五六)。
- (21) 『民国志』卷二一、紀政、職官。
- (22) 「上陳觀察書附社約」は、『帶江園雜著草』卷五、及び『資料』

上冊、三一～四頁に收める。

(23) 本稿註(31)参照。

(24) 「紳耆」は、「紳士耆老」の省略された形で、「紳」とは科挙制度上に何らかの資格をもつ者、「耆」とは科挙制度外の年高

く徳望のある者を指していよう。「衿耆父老」の「衿」は生員・監生層を指し、「父老」は村の指導的地位にある年よりといふほどの意味で「耆」とほぼ同じ内容を示す語であろう。『民國志』選挙の項によれば、嘉慶初年から道光二十五年までの四〇年の間に、桂平県出身の進士は無く、宣一里・宣二里出身の挙人は、武挙人七名を加えても合計三二名にとどまる(宣一里一〇名、宣二里一二名)。「紳」とはいっても、進士・挙人の上層鄉紳のしめる比重はきわめて小さいものであったと思われる。

「梧洞三股鄉約」の場合、宣一里六五か村中の十数か村における鄉約であり、その比重はさらに小さくなる。桂平県のこのような事情を考慮すれば、「紳耆」とは実質的に同じ社会層に属する人々を指していると見てよからう。

(25) 『民國志』卷一七、紀政、民治、及び「資料」上冊、三八〇四〇頁に所収。もとは「酌定保甲團練鄉規六條」として『道光志』卷二に載せられている。『帶江園雜著草』には収録されていないが、黄体正の手になるものと思われる。

(26) 酒井忠夫『中國善書の研究』(図書刊行会、一九七七年復刻本。同書の初版は一九六〇年)第一章。

(27) 和田清編『中國地方自治発達史』(汲古書院、一九七五年影印版。同書の初版は一九三九年)一四九頁。

(28) 『報告』一〇一～六頁、『彙編』二六九～二七四頁、『史料集』

(29) 『資料』上冊、一八〇二六頁、所収。なお、黄体正が「鄉約

條規」の存在を知っていたかどうか、また、知っていたとしたらそれをどのように受けとめていたのか等は不明。「社約」の講訓についての規定や『民國志』黄体正伝の講訓について記されている箇所にテキストとしてあげられているのは「聖諭十二条」のみである。

(30) 例えば『仁宗実錄』卷一七六、嘉慶一二年丁卯三月戊辰の条には、

「広西民人風氣淳樸、向無結会為匪之事。此次平樂県寧獲案犯、訊係廣東民人、欲復興天地會名目、輒在該縣隴家嶺地方糾聚多人、焚香設誓、伝受口訣、因而行劫打搶。若不亟為懲辦、淨絕根株、恐廣西本地民人耳濡目染、日漸效尤。将来結會挾盟、種種不法、地方風氣日壞、甚有闖繫」とある。

(31) 「保甲攻狀」(道光一〇年)では、「原夫賊勢之張、恃乎游匪、游匪之至、由于積匪。積匪之魁、里中不過三三十人。按名拿辦則余匪失所馮依、不敢窓留游匪」と述べていたのが、「答奉憲檄行聯甲書」(道光一六年)になると、「又況一里不下百十村、其中善惡歧趨、智愚錯出、有非一二公正之紳耆所能壓服妥貼」と述べるに至っている。「保甲攻狀」・「答奉憲檄行聯甲書」はともに黄体正著『帶江園雜著草』卷五に収める。また、『資料』上冊、三四〇五頁、三七〇八頁にも各々収録されている。

「保甲攻狀」には、「本年四月内雨沢愆期、旱禾未種。匪党乘機標字以分穀為名、鼓動鄉愚助其強劫」とある。これは『民國

志」卷三三、紀事、紀事下編の「道光十年庚寅四月大旱。土賊林某倡乱、劫掠四境、尋滅」に照應するので、「保甲攻狀」は道光一〇年のものであることがわかる。

「答奉憲檄行聯申書」に、「去年強盜肆害、夏秋之間、里中新墟附近各村、匪徒窩聚、如獸迫人。……就近報明司主、首聯鄉約、以振先声、〔以下略〕」とあるのは、道光一五年に「安良約」を組織したことを探していると思われる。従って「去年」は道光一五年であり、同答書そのものは道光一六年に書かれたことになる。

(32) 「上陳觀察書」には、「茲有得旌麾臨蒞、遍伝紳耆面諭聯申」とある。本稿第二章第二節a、参照。

(33) 西川前掲論文、一四三頁。

(34) 「彙編」一二一三頁。なお、韋氏の土地所有の規模については種々な説がある。小島前掲書七八頁註(9)、同氏「太平天国と農民(上)——宮崎市定教授の所説に寄せて——」(『史潮』九三号、一九六五年)七三頁、鍾文典「太平天国人物」(広西人民出版社、一九八四年)一九七七八頁、等参照。

(35) 「報告」一二三頁。

(36) 黃体正著「帶江園雜著草」卷五、及び『資料』上冊、三五頁に収める。前出「答奉憲檄行聯申書」(道光一六年)に「本歲縣主下車、勤求民瘼、曾于九月二十日以一件請聯鄉約實行保甲事

稟明、在案」とある。「請聯鄉約上稟」は「為請聯鄉約以實行保甲事」と始まつてあり、答書にいう九月二十日の稟とはこれを指していよう。従つて「請聯鄉約上稟」は道光一六年九月に書かれたと考えられる。

(37) 許乃釗輯「鄉守輶要合鈔」卷二には、「賀縣保甲規條」中の一項「寄甲法」が收められている。同書は、數十種の保甲・團練規約の中から、典型的で有用だと編者が判断した条款を抜き出し、項目別に整理したものである。道光二九年(一八四九)の許乃釗の「原序」が附されており、それによれば、程芝雲が編んだ「團練節能」なる書に、許が大幅に増補して成ったといふ。許がもとにした保甲・團練等の規約は、道光年間のものを中心にしていると考えられる。

さて同項によれば、寄甲法とは匪徒の混入を防ぐことを目的とする。客民のところにその親類・同鄉者が逗留する場合、それが短期であれ長期であれおしなへて、もとからの知り合いか、来歴に不明な点がないかを調べた上で約長・客長・墟長の元へ連れて行き、さらに約長らの訊問をうけて素性が明らかなことが確認されれば、戸冊にその姓名住址を書き入れて寄甲を許す。その際、約長らの元に親類・同鄉者を連れてきた客民が保証人となる、等と規定されている。ところで、この「寄甲法」を設けた理由としては、

「其中良善客民、或貿易發跡、或耕種生理、原与土著無異。

如有等不肖客人、以延接鄉親為名、凡有自廣東來者、不問來歴、不分良歹、一概容留。戸冊既無其名、保甲憑何稽。今本縣特設寄甲之法」とある。すべての客民が悪いとされている訳ではないが、問題とされているのは客民に限られている。

この他にも、本文で述べた客民觀を窺わせる資料はいくつかあるが、今はあげない。一つだけ時代はやや遡るが、広西以外

の地方に關するものをあげておへ。

〔〔四〕〕川省五方雜糅、外來無籍流匪、大都必有土著姦民為之窩。其土著亦即外來流寓之久者」(邱仰文「再論囉囉狀」) 賀長齡編『皇朝經世文編』卷七五、兵政六)

「外匪」と「土匪」との接点に客民を位置づけるという視点はまだ不明確だが、「外匪」をかくまうのは、「土著」ではなく客民(「外來流寓之久者」)であるといふ認識は、はつきり示されていふ。

(38) 王慶成「金田、紫荆訪古」(『社会科学戰線』一九八一—一)、李毓麟・王湛恩「從章氏族譜看韋昌輝的祖籍及民族成份」(前掲『太平天国史論文集』所収)等。

(39) 前掲『鄉守輯要合鈔』卷二に収める「賀縣保甲規條」中の「項「設立約長甲長」。

(40) 左の一節は小説ではあるが、旧中国における「匪徒」識別の

方法がよく描かれていて、興味深い。共産党を天地会と読みかえれば、鄉約・保甲再編下の客民が如何なる環境におかれているかが鮮明にうかびあがつて」よ。

「お上からおふれが出て、共産党の軍隊が陝西省から黃河を渡ってやつてきたから、各地とも防共を強化せよ、……県長はこのおふれを受け取ると、きちがいのようになり、防共保衛團と警察をくり出して、ひたるところで人をつかまえた——およそからだに一、二枚の銅貨とか、一、二本の糸とか、小さな鏡とか、その他あまり見かけない物を持つていると、みんな共産党の暗号にされてしまい、避難民、ショウガ売り、小間物行商人……など、すべて、よそからやつてきた見

知らぬ人は、一日にどれだけつかまえられ、どれだけ殺されたかわからないほどで、一日に百五、六十人殺された日もあつた」(趙樹理『李家莊の変遷』小野忍訳、岩波文庫、一九五八年、九八頁)

(41) 「点甲」の方法は、先に紹介した「团練鄉規」に規定されている。「团練鄉規」は前文と六か条の条款より成り、第一条は編冊に關するもので、「杜約」・「答奉憲檄行聯甲書」等によつて考察したものと内容的に変わりない。第二・三・四条が「点甲」についての規定。第五条は各村協力し合つて捕盜をすること、第六条は武器の私用を禁じることを定めている。第二条には「はくつあん」。

「点甲。各村呈繳冊簿、用印發回、聽官示期到村点甲。向村

中社廟寬闊處、擺設公案、紳耆迎接、每家出壯丁一名、手持器械、兩傍排列聽旨」

(42) 中川学「華人社会と客家人研究の現代的課題」(戴國輝編『東南アジア華人社会の研究』上、アジア経済研究所、一九七四年)

(43) 前註に同じ。

(44) Myron L. Cohen; The Hakka or "Guest People": Dialect as a Sociocultural Variable in Southeastern

China. *Ethnobiology* Vol. 15 No. 3, Summer 1968.

同論文には『太平天国史訳叢』第11輯(中華書局、一九八三年)に中國語訳があつ。ピートン報告は小島晋治氏訳に拠る。本稿註(1)所引の小島論文。

(45) コーベン前掲論文。

(46) 本稿註(1)所引の小島論文。

(47) チワン族等の少数民族が多数太平天国に参加したことについては、例えば『報告』第八章、『彙編』第八章、鍾文典「太平天国和僕・瑤人民」(同氏)『太平天国在永安』三聯書店、一九六二年、に附録として収録)等参照。

〔附記〕ごく最近発表された龍盛運「太平天国革命策源地広西試探」(『太平天国学刊』第一輯、中華書局、一九八五年)は、本稿の内容と関わる論点を含むが、脱稿後に入手したため、とりあげることができなかつた。ただ、龍氏は、土客のとらえ方について概ね次のようにいう。

広西では、地方によって土客の分け方が異なつており、ある地方では、チワン族・ヤオ族等を土着民とし、それ以外を客民とする。また、ある地方では、客民とは、清代に移住した外省人のことをいう。潯州府・梧州府・平樂府等では、後者の分け方が適用された。

龍氏においても、土客の「客」——とりわけ本稿で扱つた潰州府における——としては、外省からの移住民であることが指標とされており、特定の集團である客家とはみなされていない。

(いだ せいいち 名古屋大学大学院博士後期課程)